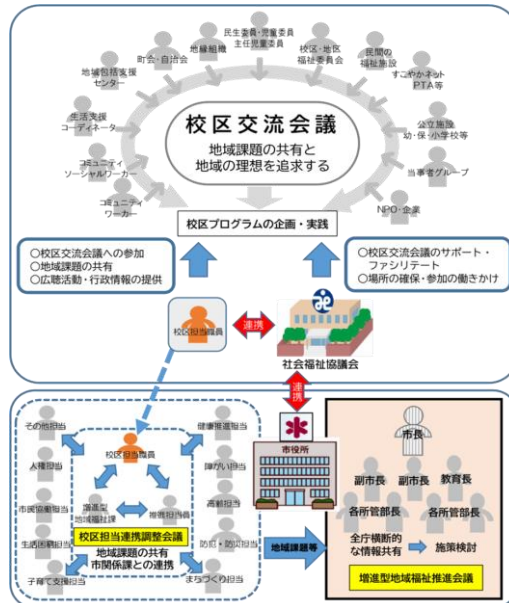


第4期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画 重点施策Ⅰ 地域の理想の実現に向けた取組への支援

資料2-①



【令和3年度実績】

小学校区	校区交流会議開催数				校区プログラム実績	校区担当職員参加回数
	合計	対面	オンライン	書面		
喜志西	2		1	1		1
喜志	2		1	1		1
新堂	6	4	1	1	壁新聞作成	4
富田林	3	2	1			3
川西	2		1	1		1
錦郡	4	1	2	1		2
大伴	3	1	1	1		2
彼方	3	1	1	1		1
東条	9	3	6		ロゴ活用・活動周知	6
高辺台	2		1	1		1
寺池台	2	1	1			2
小金台	2		1	1		1
伏山台	2	1		1		
藤沢台	3	1	1	1		2
久野喜台	2		1	1		1
向陽台	2		1	1		1
計	49	15	21	13		29

校区担当連携調整会議

1

【令和4年度実績】8/24現在

小学校区	校区交流会議開催数			校区プログラム実績	校区担当職員参加回数
	合計	対面	オンライン		
喜志西	2	1	1		2
喜志	2	1	1		2
新堂	3	3		壁新聞作成	3
富田林	1	1			1
川西	3	2	1		2
錦郡	2	2			2
大伴	2	2		心をつなぐ大伴スマイルフラワー	2
彼方	2	2			2
東条	4	3	1		3
高辺台	2	2			2
寺池台	2	2			2
小金台	2	1	1		2
伏山台	3	3			2
藤沢台	2	2			2
久野喜台	2	2			2
向陽台	1	1			
計	35	30	5		31

校区担当連携調整会議

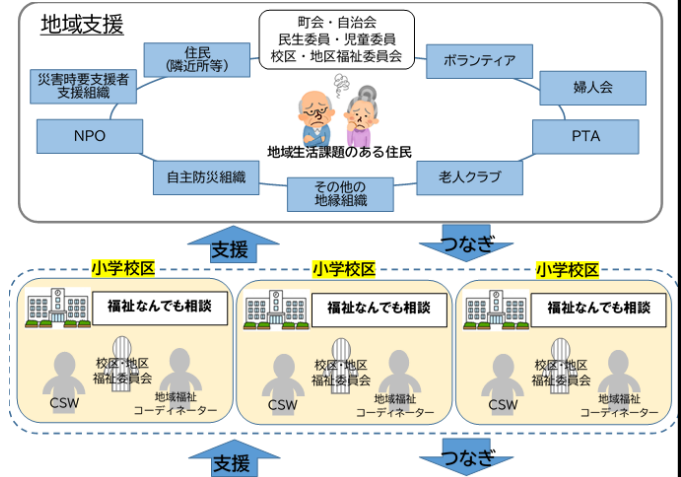
2

第4期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画 重点施策2 地域と共に創る重層的な相談支援体制

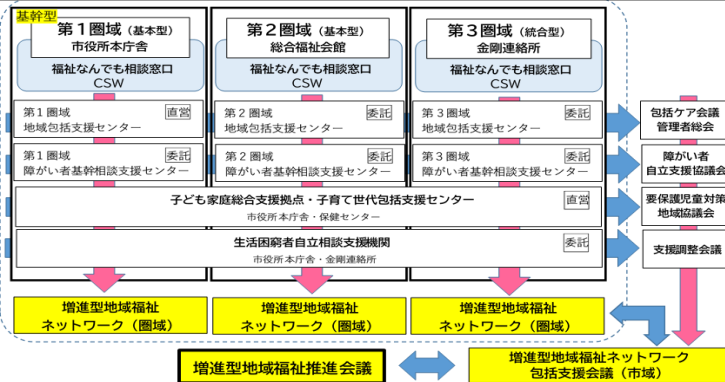
資料2-②

令和3年度「福祉なんでも相談窓口（校区型）」開催数

喜志	喜志西	新堂	富田林
0	16	16	3
川西	錦郡	彼方	大伴
1	0	7	1
東条	高辺台	久野喜台	伏山台
1	1	1	8
藤沢台	小金台	向陽台	寺池台
11	0	0	1



1



令和3年度 相談対応件数	相談員数	第1圏域	第2圏域	第3圏域	合計	相談員1名あたり相談件数
福祉なんでも相談	7名	697	845	711	2,253	321件
地域包括支援センター	19名	2,849	3,209	6,261	12,319	648件
基幹相談支援センター（※1）	12名	2,851	4,911	7,272	15,034	1,252件
子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター			10名 (こども未来室) 13名 (健康づくり推進課)	7,359 864	8,223	357件
生活困窮者自立相談支援機関	5名		2,326		2,326	465件

※1 基幹相談支援センターの相談対応件数のみ、同一人物に1日複数回の相談対応した場合、当該対応回数を計上

2

第4期 富田林市地域福祉計画（一部抜粋）

基本目標 3 確実に支援が届いている

（２）重層的な相談支援体制づくり

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の横断的な連携による重層的支援体制の整備にむけて取組を進めます。

② 分野を超えた支援ネットワークの構築

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係各課の連携による横断的な支援ネットワークにより、相談者の属性を問わない包括的な相談支援体制を整備する

（５）さまざまな課題を抱える住民への支援

① 制度の狭間の課題への対応

ダブルケアやひきこもり状態にある人、ヤングケアラー、8050問題、社会的孤立等のような支援が届きにくく、従来の相談体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題等（制度の狭間の課題）への対応にむけて、関係機関などが情報を共有しながら連携して取り組むことができるよう、体制強化を図ります。

3

さまざまな課題を抱える住民
コミュニティソーシャルワーカー

65歳以上
高齢者
約3.3万人

住民税非課税世帯
生活困窮
約1.5万世帯

生活困窮者
自立相談支援機関

0歳～17歳
子ども
約1.5万人

子ども家庭総合支援拠点
子育て世代包括支援センター

約1,700世帯

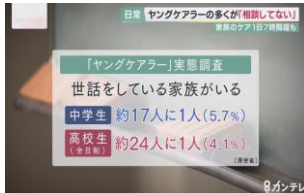
障がい(児)者
約7千人

基幹相談支援センター
地域活動支援センター

制度の狭間

4

制度の狭間

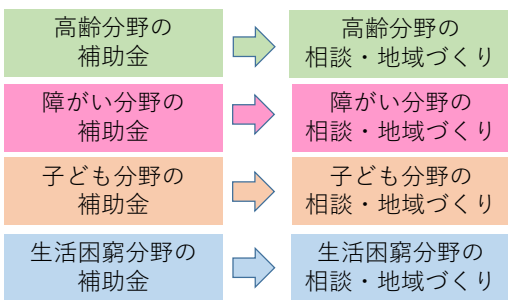


中学生の9%がヤングケアラー
半数近くがほぼ毎日
大阪市調査
毎日調査 2020.7.14(土) 08:00~14:00
大阪市は14日、市立中学に通う全生徒5万人超を対象にした調査で、回答者の9%が家族の介護や世話を担う「ヤングケアラー」に該当したと発表した。その半数近くがほぼ毎日家族のケアをしていると回答し、欠席や宿題忘れが多い傾向にあるといった課題が浮き彫りになった。国が2021年4月に公表した全国調査では、回答率(1割未満)の低さが課題とされたが、市の調査では対象の5万1912人のうち9割近い4万5268人が回答した。調査に携わった専門家は「これだけ大規模で回答率が高い調査は珍しい」としている。

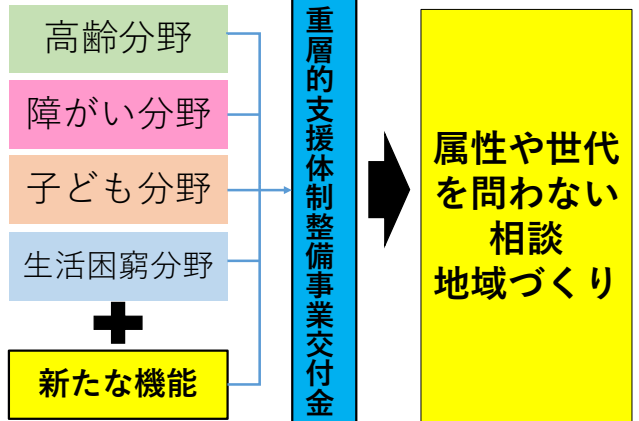


重層的支援体制整備事業

現行の仕組み



重層的支援体制



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	新たな機能
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

7

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 介護・障がい・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働・役割分担（※）をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、すべての住民を対象とする。

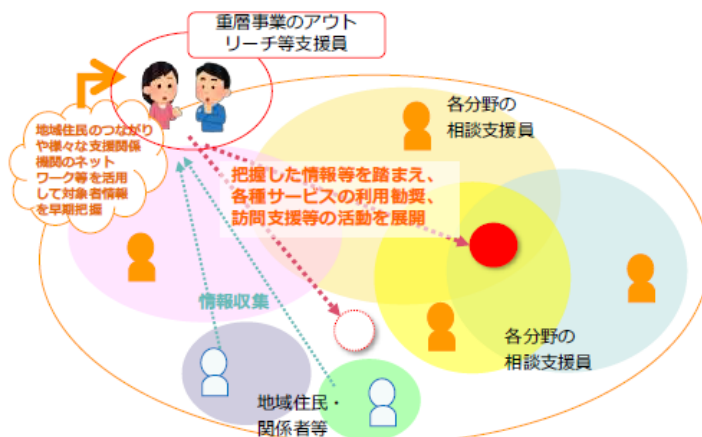
※ 役割分担の例

<アウトリーチ等事業が対応する場合>

- ・複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例
- ・これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判然としない場合

など

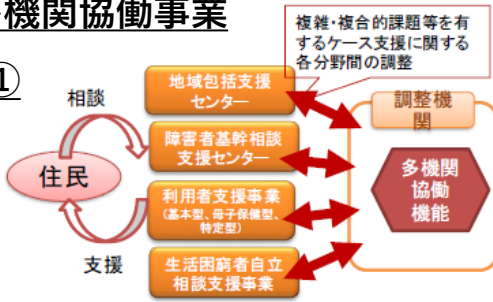
- 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯
- 支援が届いていない者・世帯
- 相談支援・アウトリーチに取り組む各分野の相談支援機関の支援員等
- 居場所や交流拠点の地域住民や地域づくり事業のコーディネーター



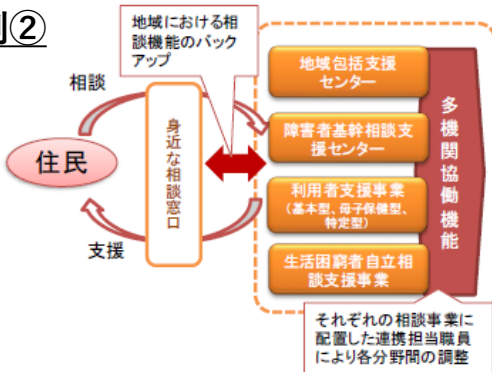
8

多機関協働事業

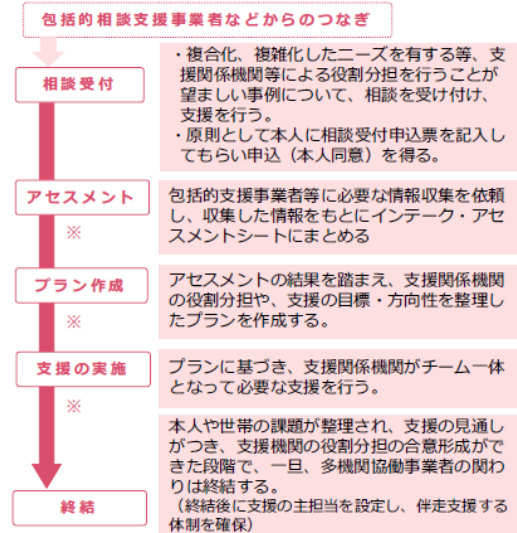
例①



例②



多機関協働事業の事業内容（概略）



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

※厚生労働省資料から抜粋

9

重層的支援体制整備事業検討会議 R3.8～

構成：高齢介護課、こども未来室、障がい福祉課、増進型地域福祉課

目的：重層的支援体制整備事業導入に向け、事業に対する共通理解と現状課題の洗い出し及び目指すべき方向性の検討

- 開催
- 第1回：事業概要説明、各所属における対象事業の現状について意見交換
 - 第2回：近隣市の事業実施状況説明、各所属における協議事項調査・意見交換
 - 第3回：新規事業に関する意見交換、事業実施に向けた意向確認及び課題調査
 - 第4回：各課題に対する新たな体制整備について

10

相談支援に関する現状と求められる機能

現状

- 孤立や困窮への支援が増加
- 見守り体制の強化が必要
- 虐待事案では8050問題が増加
- 世帯全体に複合的課題を抱える事案が増加
- アセスメントが十分に実施されないままに繋がる事案が増加
- 支援者が支援困難ケースを抱え込むことがないようにチームアプローチが重要
- 中長期的に粘り強く支援に繋げる支援者がいない
- ひきこもりやヤングケアラー支援など、特定の分野が単独でアプローチすることが困難なケースや支援が届いていないケースに対して繋がり形成に向けた支援が必要

機能

- アウトリーチにより対象者の状態や意向を正確にアセスメントし支援に繋ぐ機能
- 支援に繋がらない対象者へ継続的に関わりながら伴走支援する機能

アウトリーチ・アセスメント・伴走支援

- 各担当課との調整や多機関協働による支援をコーディネートする機能
- 課題が複雑に絡み合った事案に対し必要な関係機関が迅速に集まり、支援体制を構築する連携機能

コーディネート・連携機能

11

新たな機能の導入に向けて

アウトリーチ・アセスメント・伴走支援

- 高齢分野：地域包括支援センター・在宅介護支援センターにより対応しているが件数多く課題となっている。担当職員のスキルや経験等に頼る部分が多い
- 障がい分野：基幹相談支援センター・地域活動支援センターにより実施しているが医療的な見立てが行われていない方や本人が望まないのに引き継がれる事案も多く課題
- 子ども分野：包括的に相談対応することとなれば相談員のスキルアップが必要
- 生活困窮分野：困窮に伴う支援（家計支援や求職活動）を通じた対応となり対象を拡大することは困難

コーディネート・連携機能

- 高齢分野：包括ケア会議を中心に様々な機関との連携が図られており、個別支援領域では地域ケア会議がその役割となるが対象者は基本的に高齢者が中心である。
- 障がい分野：障がい者地域自立支援協議会において代表者から実務担当者までの各会議体を設置しているが、障がい者を対象としている。
- 子ども分野：子ども・子育てを中心とした連携となっている。

各属性別に実施されている相談機能や体制を基盤に、令和5年度から重層的支援体制整備事業の実施に向けて取り組むことを市関係課での共通認識とした。

12

市町村におけるCSWの配置事業の目的

市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン【平成23年3月】 P8

- ① 制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決

〈制度の狭間の事案とは〉

ひきこもり、ごみが放置されている家等既存の福祉制度だけでは対応しきれない事案又は既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない事案。

13

CSWのあるべき姿及び標準的なモデル

市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン【平成23年3月】 P26

① 要援護者に対する見守り・発見・つながりのセーフティネット体制づくり

ア 小地域ネットワーク活動、行政機関や保健・医療・福祉・雇用・就労・住宅・教育等の各分野の関係機関、当事者団体、地域福祉活動団体及び地域住民等で構成するネットワークを活用し、要援護者等に対する見守り・発見、相談から適切なサービスへの「つながり」が機能する体制づくりを行う。

イ 特に困難な支援ニーズや複数の機関等による連携が求められる事例については、事例に応じた関係機関で構成する「ケース検討会」を随時開催し、見守りやサービス利用に関する調整を行う。

ウ 地域住民等を対象とする研修会等を開催し、各種の保健福祉サービスをはじめとした要援護者等の支援サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

エ 地域住民と社会福祉法人、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉の専門家との協働を促進し、福祉課題を抱える要援護者が、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの両方を利用しながら住み慣れた地域で安心して生活することができる環境整備を行う。

② 制度の狭間にある要援護者に対する相談への対応等

制度の狭間にあたり、複数の福祉課題を抱える要援護者又はその家族等からの各種相談に対して、訪問・電話・面接等により対応し、必要なサービス・関係機関へのつながりや各種福祉サービスの利用申請支援等により、その解決に努める。

とりわけ、CSWには、要援護者が抱える福祉課題をアウトリーチにより発見し、相談に乗り、必要なサービスにつなげることが期待されている。

また、一時的に療養が必要な要援護者に対し、病院への入院をサポートするとともに、退院した後地域で安心して暮らせるよう見守りの体制づくりをコーディネートするなど、ケースによっては、必要なサービスに「つなぐ」だけでなく、つないだ後も要援護者を見守り、必要に応じCSWが再度支援を行うという「継続的な支援」にも留意する必要がある。

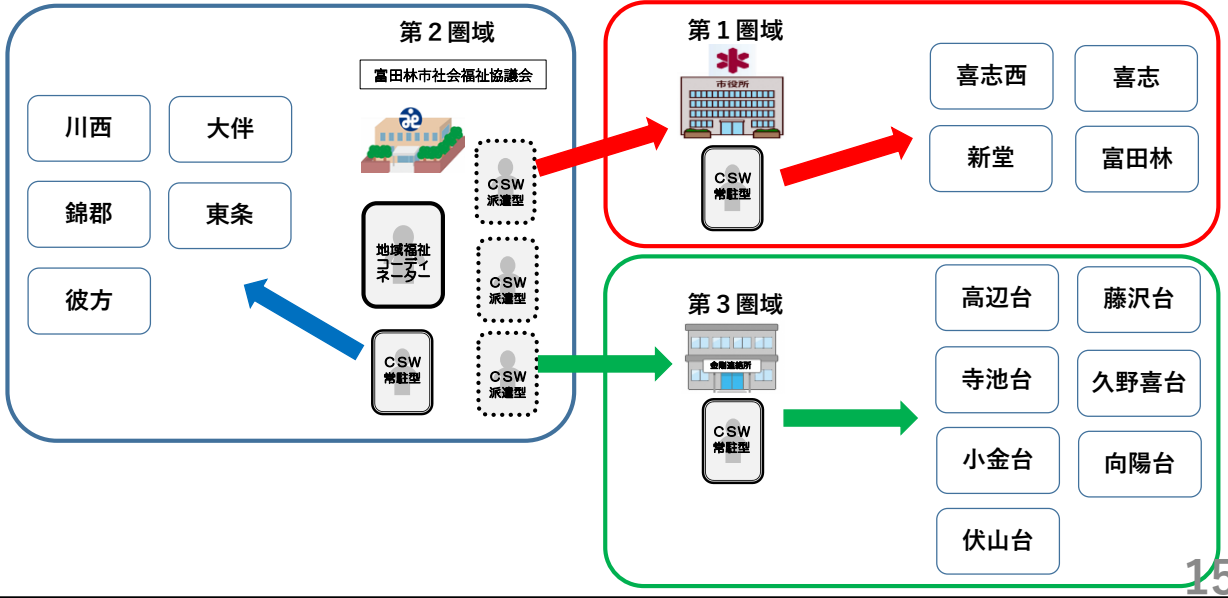
14

CSWの状況

「福祉なんでも相談窓口（校区型）」の開設

「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」の設置

地域福祉コーディネーター 1名
CSW（常駐型） 3名
CSW（派遣型） 3名



【増進型地域福祉ネットワーク図】

